

## 平成29年度第3回浜松市介護保険運営協議会 会議録

1 開催日時 平成29年10月27日（金） 午後7時から午後9時まで

2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第3委員会室

## 3 出席状況

(1) 浜松市介護保険運営協議会委員（50音順）

出席 9名 石垣哲男委員 伊藤純代委員 梅田和寛委員  
大澤一夫委員 才川隆弘委員 式守晴子委員  
西澤基示郎委員 廣野正長委員 藤島百合子委員  
欠席 1名 月井英喜委員

(2) 事務局

健康福祉部 内藤伸二郎部長 小石川邦夫次長  
介護保険課 中村丈二課長 谷野聡課長補佐 中村恭子技監 鈴木淳司副主幹  
大村貴弘副主幹 鈴木智副主幹 中村寿晃副主幹 鈴木順也  
鈴木健吾  
高齢者福祉課 藤田信吾担当課長 新谷直幸課長補佐 北山みちよ副主幹

4 傍聴者 1名

## 5 議事内容

(1) はままつ友愛の高齢者プラン（案）について

6 会議録作成者 介護保険課 総務・給付グループ 鈴木 健吾

7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無 有・無

## 8 会議記録

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) はままつ友愛の高齢者プラン（案）について

(会長)

議事 1 点目、「はままつ友愛の高齢者プラン（案）」について事務局から説明願いたい。

<事務局から資料 1 及び当日配布資料について説明。>

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば発言を願いたい。

(A 委員)

特別養護老人ホームの整備計画が次期計画の重点施策に取り入れられていないなど、現計画と次期計画の重点施策には違いがある。次期計画で重点施策から取り下げた施策や新たに取り入れた施策についての判断基準をお伺いしたい。

(事務局)

特別養護老人ホームの整備計画が次期計画の重点施策から取り下げられている理由としては、第 6 期計画中に集中的に施設整備を行い、現在では施設の空床が待機者数を上回っている状況から判断したためである。次期計画では 5 つの施策を重点施策として掲げている。まず地域包括支援センターの相談支援体制の充実と認知症施策の総合的推進については、すべての項目関連してくる重点事業であるため重点施策としている。予防については、健康寿命の延伸を目的として掲げている。介護と医療については、特に介護人材の確保は今後重点的に取り組む必要があるとの判断から掲げている。最後に生活支援と住まいについては、地域全体で支え合う体制づくりを目的とした生活支援体制づくりの推進が重点事業であると判断し、重点施策として掲げている。

(A 委員)

重点施策の進捗状況の記載方法だが、目で見えてわかるようグラフなどを用いて記載したらどうか。

(事務局)

プランの取組状況については、年度ごとに PDCA サイクルによって管理していく。また介護保険運営協議会においても進捗状況については報告を行っていくが、その際にグラフや表を用いるなど分かりやすい資料を作成し説明をしていく。

(B 委員)

当日配布資料の入所者及び待機者の状況についてだが、特別養護老人ホームをみると空床は451床、待機者は326名となっており、空床はあるが待機者が発生している状況となっている。働く担い手が足りていないことが主な原因だが、現場にとっては非常に切実な問題であり、施設の経営にも厳しい状況をもたらしている。日常生活継続支援加算に関しては入所時の介護度によって加算が決まってしまうが、そのような加算は後回しにして、とにかく空床を埋めることを優先としている現状があり、介護報酬も少なくなり経営的にも厳しい状況に追いやられている。しかしながら、今後の要介護認定者数の推計では要介護4、5の認定者の増加が見込まれており、計画に取り上げられている何点かの施策だけで大丈夫かという不安がある。また待機者についてだが、自らの施設の現状では、入所の申し込みをされている重介護者の内、今すぐ入所を希望されている方は全体の4割であり、待機者の全員が今すぐ入所を希望していないという現状を実感している。

(事務局)

介護人材の確保については、必要なサービスが人材不足で受けられないことがないようにしっかり検討をしていきたい。

(B 委員)

介護保険制度改正への対応のなかで、共生型サービスの創設が記載されている。現在障がいをお持ちの高齢者は、例えば基準該当サービスとして通所介護サービスの利用は認められていないと思うが、法改正によって基準該当サービスが想定されるとして、積極的に進めていくという意味で記載されているのか伺いたい。

(事務局)

平成30年4月から障害福祉サービス同様のサービスを介護保険事業所でも提供できるよう進めていきたいと考えている。

(A 委員)

現在浜松市において成年後見人を利用している人は何人いるか。また成年後見人の養成はどのくらい進んでいるか伺いたい。

(事務局)

昨年度の市議会で同様のご質問をいただいた。成年後見人がどの程度需要があるかについては、静岡県社会福祉協議会のアンケート調査や大学の研究者による推計から大変大きな数字が出ていることは事実である。市の計画や国の認知症施策に関わるオレンジプランのなかにも、将来的に10人に1人は認知症になると推計されている。成年後見人は家庭裁判所が選任する制度となっている。家庭裁判所浜松支

部によると、弁護士や行政書士などの専門職の成年後見人については、現状では事前の登録に対して不足をきたしてはいない。しかし将来的にどのようなようになるかについては、法務省や家庭裁判所が推計を出しているわけではない。そのため今後に備えて成年後見制度を利用促進させていくためにも、例えば市民後見人の育成、つまり専門職でない市民の方が一定の研修を経て専門職たる成年後見人としてお世話をするというように色々な方法が考えられる。今年度もNPO団体の代表者や専門職の団体、家庭裁判所浜松支部と連絡会を組織し、成年後見人の利用促進に関する協議を現在進めている状況である。

#### (A委員)

市民後見人についてだが、親族も市民後見人になれるが、割合としては全体の3割ほどであり、その他は親族ではない人が市民後見人となっている。市民後見人に対して市はどの程度関与していけるものなのか。成年後見人の中には不正を働く者も少数ではありながらもいると聞く。市としても市民後見人に対して責任をもって育成していく方針なのかどうか伺いたい。

#### (事務局)

国は高齢社会の進展を見すえて成年後見制度を利用促進するための基本計画を策定した。都道府県や市町村には、国の基本計画に基づいてそれぞれの自治体ごとに利用促進するための計画の策定努力を法律で義務付けられた。浜松市においても、今年度末まで連絡会のなかで色々な意見交換を行い、今後の方向性としては、国の基本計画に沿うような形で成年後見制度の利用促進を図る方策を検討していく。

#### (A委員)

ささえあいポイントについてだが、例えば、雑所得としての年金収入に加えてポイント換金による5,000円を得たとしても、雑所得以外の収入が20万円以下であれば課税対象でないため問題ないと考えられる。一方で、還付申告者の場合、その他の所得がいくらであっても申告の義務が生じる。また、介護予防ポイントの換金は一時所得に該当すると考えられるが、ボランティアポイントの換金は労務の対価として課税所得に該当するのではないか。ポイント換金額が少額だから課税対象にならないという認識ではなく、今後事業の拡充をしていくのであればもう少し検討していく必要があるのではないか。

#### (事務局)

前回は少額のため課税対象にならないと考えていると回答したが、今後事業の拡大を考えていくなかでは、還付金の関係も含めた内容で税務署と調整を行い誤りの無いよう進めていく。

(B 委員)

地域包括支援センターの相談支援体制の充実について、高齢者人口の増加に対応した人員配置を行うと記載がある。前回、担当圏域のなかで高齢者人口が1万人を超えている所が平成37年には12か所と説明があったが、地域包括支援センターの分割というイメージでとらえていた。今回提示されたサービス見込量では地域包括支援センターの数は今後も22で変わらず、内容的な充実を図るということにとらえてよいのか伺いたい。

(事務局)

現時点では訪問型の相談体制を充実させていく方針である。地域包括支援センターを増やすというより、チームアプローチによってアウトリーチ型の相談支援体制を充実させていく考えである。担当圏域を割ってしまった場合、割ったところの職員の体制が非常に少ない人数で対応することになってしまう懸念がある。それよりも職員を増やしチームでアプローチしていく方が望ましいとの判断である。しかし、担当圏域の特性に応じた地域包括支援センターの運営体制の検討を考えていくなかで、今後必要であれば支所の創設を含めて進めていきたい。場合によっては暫定計画を途中で作成しながら地域包括支援センターの増設も考えとして持っていることは確かである。

(C 委員)

認知症施策の総合的推進について、P25の認知症に関する医療の充実のなかでは基幹型認知症疾患医療センターの指定と記載してあるが、P33には基幹型の文言を外している。何か意味はあるのか伺いたい。

(事務局)

同じ内容を指している。認知症疾患医療センターには基幹型や地域型などいろいろあるなかで、浜松市は1か所だけ聖隷三方原病院が基幹型として指定されている。認知症疾患医療センターに統一するよう修正する。

(D 委員)

現在認知症に対する薬としては、認知症の進行を遅らせるものしかない。高齢者の一番の不安は認知症になることであり、患者さんからも認知症にならないためにはどうすればよいかとよく相談を受ける。加齢によるものはどうしようもないが、生活習慣を直すことや、最近では糖尿病が認知症との関わり合いが大きいといわれている。また、プランにも記載があるが認知症の予防と同時に軽度認知症の重症化予防が大事であると認識している。しかし初期の段階で病院に来る人はまだまだ少ないため、市からも認知症に対する啓発を行い、どのように予防し何が大事であるかの周知を行ってもらえることは非常にありがたいことである。

(A委員)

介護人材の確保について、介護事業所の人材確保を市が支援していく方向性であるが、本来事業者は自ら利益を確保していくものと認識しており、市の支援ができるものなのかどうか伺いたい。

(事務局)

本来事業者が主体的に取り組まなければならないことではあるが、介護保険事業の財源の半分は市民の皆様から納めていただく保険料から、もう半分は税金で成り立っていることから、介護保険事業者に必要なサービスを提供していただくことが市の目的である。そのため人材の確保が出来ず必要なサービスが提供できないことにならないよう、ある程度関与しながら市としても人材確保の対策を検討している。

(A委員)

介護事業者の人材確保に関与していくとなると、事業所が倒産した場合などのリスクに関わることになるのではないかと。そのためにも、市は介護事業者に対し監査ができる権限を持っているかどうか伺いたい。

(事務局)

介護保険の事業所については、介護保険課から事業者指導として、適正な介護サービスが提供されているか、規定通りのサービス提供できる体制にあるかなどの内容を実地指導として現場に行き確認を取っている。

(A委員)

サービス付高齢者向け住宅の倒産などによって入所している高齢者が金銭的に不利益を被る事態があると聞く。高齢者の安全を担保するためにも市はどの程度まで介護事業所に対して関与していいのか伺いたい。

(D委員)

経営というものは本来事業者の問題であり、事業主がしっかりと経営すればよい問題ではないか。市が指導可能ことは、サービスがしっかりと提供されているか、人員が適正に確保されているかどうかなどであり、経営は事業者が考えることだと認識している。経営状況の悪い施設を選択した個人の問題もあるのではないかと。しっかりと調べたうえで優良な事業を展開している施設を選択する必要があるように思える。

(事務局)

サービス付高齢者向け住宅は、そこで提供されるサービスの一部は介護保険の事業であるが、建物自体の施設を整備することに関しては住宅としての政策で動いているため計画には盛り込んでいない。また、経営破綻した場合の金銭的な不利益に

については、民事で解決することになる。市がどこまで関与できるかについては、公益性を認めていることが大前提となっている。特別養護老人ホームの整備に対しては、今年度までの3年間までであれば、介護保険のサービスを提供しなければならないという保険者としての責務に照らした公益性があるということで助成を行ってきた。しかしその助成は限定的である。すべて施設の建設事業者に対して助成ができるわけではなく、一定の法律あるいは条例、要綱に基づいて公益性が認められた場合のみ助成が行える。助成を受けた側は、財産処分に対しては少なくとも5年以上は出来ないことや、一定の要件の下であれば補助金の返還が発生するなど、助成を受ける条件が発生する。このような状況の下で、事業者に対する支援を行ってきたいと考えている。

(会長)

介護の担い手外国人支援の推進について、現在浜松市で介護職として働いている外国人は何人いるか伺いたい。またEPAについて詳しく伺いたい。

(事務局)

浜松市で介護職として働いている外国人の人数は把握していない。EPAについては、フィリピン、ベトナム、インドネシアの3か国から、二国間の経済連携協定によって、介護系大学卒業者等を介護福祉士候補生として受け入れるものである。浜松市内では現在6法人で、合計で37名が受け入れられている。

(B委員)

介護の専門学校に通う学生に対して奨学金を付けて、市内の介護事業所に就職した場合は返金を免除するなどの制度を他市では行っているところもあるが、浜松市では実施しているかどうか伺いたい。また、中山間地域介護サービス充実対策については、三ヶ日、佐久間、天竜などは介護事業所が少ないためありがたい制度である。加えて地域支援事業のなかで行われている訪問介護について、報酬改定を見込んで要支援認定者及び事業対象者は受け入れないという方針を示している事業所がある。単価が安くて手を出せないことが理由であるが、非常に困っている状況である。今後の傾向を見ながらでも諸手当の検討を願いたい。

(事務局)

新規に就業する学生への支援については、静岡県では介護福祉士養成施設に在学し卒業後に県内の介護事業所に就職する学生に対して就学資金の貸し付けを行っているが、浜松市単独では行っていない。

(C委員)

選択可能な住まいと住まい方について、多様な住まい提供を進めるとの記載はあるが、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等の具体的なサービス見込み量

の記載は無い。介護保険サービスではないとの判断から見込み量から外れているのか伺いたい。また、現計画までは特別養護老人ホームと介護付き有料老人ホームの見込み量の記載があったが、特別養護老人ホームについては充足しているとの判断で外していると伺った。介護付き有料老人ホームについても同様の判断のもと見込み量から外しているのか伺いたい。

(事務局)

介護保険のサービス外の施設については、計画の対象とはしていない。

(事務局)

P 4 7 の施設・居住系サービス内の⑤に特定施設入居者生活介護のサービス見込み量が記載されているが、この中に介護付と限定はされるが有料老人ホームが含まれている。

(C 委員)

住まいに関して、要介護度 3 以上の方は特別養護老人ホームなどの施設が存在するが、その手前の要介護の方にとっては、サービス付高齢者向け住宅や住宅型の有料老人ホームが必要になってくると思うが、介護保険サービスでないため施設整備数の数値化は行っていないのか伺いたい。

(事務局)

介護保険サービスでないため計画からはずれているが、いただいたご意見を参考に検討していきたい。

(事務局)

国の基本指針に基づいて作成をする介護保険の事業計画上の施設ですら少し空きが出ている状況であるため、特別養護老人ホームと介護付き有料老人ホームの整備計画の計上は現時点では見送るという判断を取っている。情勢が変わるなかで計画の一部見直し、または暫定の計画を作成してでも必要性があるということになれば、手続きを経て計画に計上する方向で進めていく。介護保険施設外の有料老人ホーム等でお住まいになり、そこでサービスを受ける場合のサービスの見込み量は次期介護保険事業計画のなかにも含まれており、その表し方については検討をしていきたい。

(E 委員)

P 4 3 にシルバーハウジン等入居者安心確保事業の記載があるが、具体的にどのようなものなのか伺いたい。



(事務局)

浜松市内に2箇所存在する。1か所は市営住宅、もう1か所は民間の高齢者向け有料賃貸住宅である。見守り機能の設置や、生活の相談ができる住宅となっている。

(F委員)

生活支援体制づくりの協議体についてだが、自治会長として疑問に思っていることは、この協議体は実際に生活支援をする担い手をまずは探す必要があるのではということである。生活支援を受ける人ではなく、担い手を誰にするのか、誰が探すのか。事務局を地域包括支援センターに置くとしても、あくまで協議体の開催に関する事務局であり、生活支援そのものについては自治会が担当するのではないか。自治会長の役員を引き受ける人がいなくなっているなかで、さらに仕事量が増えていけばますます悪化していく懸念がある。今後は高齢者福祉課や区の担当者とも協議しながらもっともいい方向を模索していかなければならないと思っている。

(G委員)

ロコモーショントレーニングについて、指導している友人からは個人情報保護の観点から事前に受講者の情報が得られないと聞いている。受講者の情報が無いなかで指導を行っているため非常に不安を感じている。事前にある程度の情報を得たうえで指導を行えるようできないか。

(A委員)

徴収した介護保険料のうち、保険給付費を除いた余剰金の積立は行っているのか伺いたい。

(事務局)

徴収した介護保険料のうち、保険給付費を除いた余剰金は、介護給付費準備基金として積み立てを行っており、現在約37億円が積み立てられている。第7期介護保険事業計画では、認定者数の増加に伴い介護給付費が増加し、介護保険料の増額が見込まれるが、上昇幅を低く抑えるよう介護給付費準備基金を活用していきたいと考えている。

(事務局)

財務省は、都道府県や市町村の地方公共団体は財務状況が苦しいといいながら、基金に多くの積み立てを行っており、活用すべきだという指摘をしている。そのため総務省が全国の自治体を調査し、その取扱いをどうするべきかという協議が来年の予算編成に向けて今年の間末までに進んでいくものと思っている。介護保険事業は3年間の事業計画を立てて、その間のサービス費用見込み、それに見合う保険料の設定を行う。この3年間に、介護給付費と保険料収入との間に過不足が生じた場合は基金を使用することとなっている。例えば、期間中に急減に介護給付費が伸び

た場合は、基金を取り崩して保険料収入に充てる。あるいは、3年間の事業期間が終了した後、介護給付の見込みが計画より下回った場合は、その差額を基金に積み立てて次期計画の保険料上昇抑制に使用する。このような目的のために基金を設けている。浜松市の基金残高約37億円という規模は、他の政令指定都市に比べても決して過大なものではない。しかしながら過剰に持つ必要は無いため、適正な規模を見定めたくうえで、次期介護保険事業計画の保険料上昇抑制に使用していきたいと考えている。

(会長)

この案件については聞き置くこととする。

### 3 その他

(事務局)

会議録については、近日中に送付させていただくので、確認をお願いしたい。次回の会議については、12月に開催を予定している。

### 4 閉会